

回答自治体名： 千葉県

担当課室： 防災危機管理部 防災政策課

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のままで構いません。

① 除染特別地域内の除染（国の直轄除染）に関する御意見があればご記入をお願いします。

.....

.....

.....

② 汚染状況重点調査地域内の除染（市町村除染）に関する御意見があればご記入をお願いします。

○ 汚染状況重点調査地域に指定された 9 市においては、特措法に基づき処分等に関する基本的事項を定めた基本方針に沿って、また、住民からの要望に応え、住宅地の除染を実施したところであり、平成 26 年度末で、全市が除染をおおむね完了したと県は認識している。

○ しかしながら、除染を行い発生した除去土壌については、処分の基準が未だ定められておらず、各自治体が仮置きしている状況である。除去土壌の保管は、民有地への仮置きや学校等現場保管に伴うスペースの問題、住民不安など各自治体の負担が今なお続いている。

除去土壌の最終処分場の確保等は、基本方針において「国が責任をもって行うものとする」としながら、何らその方向性が示されていないため、除染等の措置により生じた除去土壌の処分に関する基準を早急に策定するとともに、その最終処分場の確保に関する具体的な方向性を示すなど、除去土壌の処分について国が責任を持って対処するよう要望する。

○ 除染作業費に係る財源として、国からは「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱」により、県及び汚染状況重点調査地域の 9 市に対する補助の内容が示されたが、芝生を再生するための土の散布などの一部作業が補助の対象となっておらず、各自治体が当該作業を自主財源にて実施していた。自治体が住民の安全・安心のために実施する除染については、補助対象とすべきであった。

③ 中間貯蔵に関する御意見があればご記入をお願いします。

.....

.....

.....

ご協力ありがとうございました。